契約解除フローチャート

１ページ目：使える根拠を確認する ／ ２ページ目：期限・通知・精算を確認する

START 契約日・勧誘方法・書面受領日・支払状況を整理
該当なし・不明は下へ。該当する場合も、他の根拠を併せて確認します。

01 クーリング・オフの対象か？
取引類型・期間・適用除外を確認

はい →
期間内に通知を発信
原則８日／20日。電子通知も可。
書面不備・妨害等は別途確認。

02 契約成立・有効性に問題は？
合意なし／意思能力／錯誤・詐欺等

はい →
不成立・無効・取消しを検討
契約書がないだけでは不成立とは
限らない。錯誤は原則「取消し」。

03 判断力の低下を利用されたか？
加齢等による判断力低下と不安の利用

はい →
高齢者等の契約取消しを検討
消費者契約法４条３項７号。
要件・証拠は２頁Bを確認。

04 その他の不当な勧誘があるか？
不実告知・困惑・過量契約など

はい →
消費者契約法等の取消し
勧誘と誤認・困惑の関係を確認。
取消期限に注意（２頁参照）。

05 相手の不履行があるか？
未払い・未納品・不具合など

はい →
催告解除／無催告解除を検討
原則は相当期間を定めて催告。
不能・明確な拒絶等には特則。

06 約定・中途解約の根拠は？
契約条項／請負・委任／特商法等

はい →
予告・精算の条件を確認
解除できても費用負担は別問題。
不当な条項の無効も検討。

07 売買の解約手付があるか？
相手方が履行に着手する前か

はい →
買主：手付放棄で解除
売主：手付倍額を現実に提供。
特約・履行着手・特別法を確認。

08 合意による解決が可能か？
終了・返金・条件変更を交渉

はい →
合意解除・条件変更を書面化
返金日、返品、解約料、関連契約、
残る請求権を明確に。

当てはまらない・判断できない場合も、直ちに諦める必要はありません。
証拠集めの段階から弁護士へ相談してください。契約類型や特別法、交渉による解決を確認。一方的に支払・履行を止める前に法的根拠を検討します。
無料相談 0120-48-5791 平日9〜21時／土日祝日9〜18時

高齢者保護・期限・通知のチェック

フローチャートの補足 ／ 取消要件と証拠を確認し、資料収集中でも早めに相談を

A まず期限を確認

クーリング・オフ	訪問・電話勧誘・訪問購入・特定継続的役務：原則８日。 連鎖販売・業務提供誘引販売：原則20日。
消費者契約法の取消し	原則：追認できる時から１年／契約締結から５年。 下記Bもこの原則。霊感等による告知の類型は３年／10年。
民法の取消し・不適合	取消し：追認できる時から５年／行為から20年。 売買の種類・品質の不適合：原則、知ってから１年以内に通知。

起算点・書面不備・妨害・契約時期等を確認。返金請求等の時効は別です。

B 高齢者等の保護：判断力の低下を不当に利用されたら

消費者契約法４条３項７号の取消し：次の要件を確認
①加齢・心身の故障で判断力が著しく低下し、生活維持に過大な不安がある。
②事業者がそれを知り、正当な理由なく不安をあおり、契約しなければ
現在の生活維持が困難となる旨を告げ、これに困惑して契約した。
年齢だけでは決まらず、成年後見開始や認知症の診断が必須でもありません。
証拠集めの段階から弁護士へ相談を。勧誘の録音・メール、診療・介護記録、
家族の観察メモ、事業者が事情を知っていた資料、契約書・支払記録を保存。
資料が未完でも期限を確認。家族というだけで本人の代理はできません。

C 通知の内容・時期を証拠に残す

一般の解除・取消しは原則到達、特商法のクーリング・オフは期間内の発信で効力発生。電子通知も可。契約・相手・理由・意思表示を明記し、催告では履行内容と相当な期限を示します。通知・送信・配達記録を保存。内容証明は必須ではなく、有効性の保証でもありません。

D 返金・解約料は別に確認

返品・返金、利用済みサービス、損害賠償、ローン等を整理。解約料は平均的損害を超える部分が無効となる場合があります。通信販売は法定クーリング・オフの対象外ですが、返品特約・法定返品・取消しを検討します。広告・申込画面、不具合の写真、相手の回答も保存。

E 判例から分かる確認点

最高裁2025年12月23日：LPガス解約時の残存費用条項を違約金等として無効と判断した例。名目だけでなく費用回収の実質を確認。
最高裁2022年12月12日：保証会社による無催告解除等の条項を無効とした例。署名済みでも有効性を検討。判決の射程は各事案によります。詳細・判決PDFは記事へ。

新銀座法律事務所 無料電話相談 0120-48-5791
受付：平日9〜21時／土日祝日9〜18時。LINE・メール受付も可。詳しくは相談案内へ。

根拠：民法３条の２・95・97・126・541〜543・557・562〜566条等／消費者契約法４条３項７号・７条等。
詳細・判決PDF：shinginza.com/kaijo.htm 取消要件：消費者庁・第４条逐条解説
一般的な確認用資料です。個別の結論は契約内容・時期・証拠・特別法等により異なります。